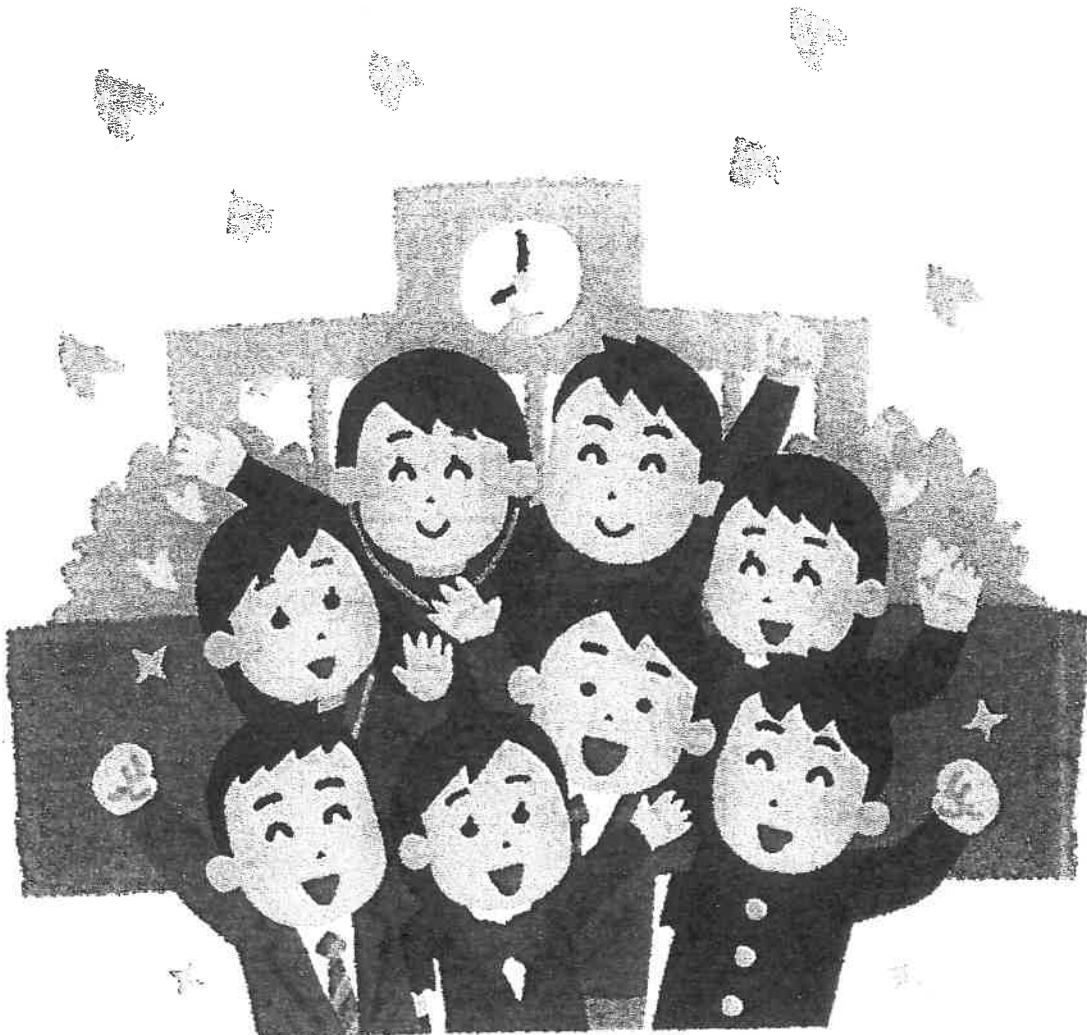


令和7年度高等学校等入学生対象

高等学校奨学資金 予約奨学生募集のご案内 貸与型奨学金(返還義務あり)



公益財団法人
兵庫県高等学校教育振興会

奨学資金貸与制度

兵庫県高等学校教育振興会では、勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸付を行っています。中学 3 年生時に予約奨学生の申請を行えば、高校等入学前（2 月中旬～3 月末）又は入学後（5 月末）に奨学資金の貸付を受けることができます。

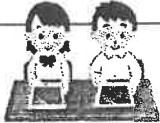
更に、奨学資金の貸付額を加算する貸与項目もあります。

1. 貸与額・年間送金額

(1) 奨学資金

区分		貸 与				
		月額	年 額(12 か月) 計	第 1 期送金 (6 か月分)	第 2 期送金 (3 か月分)	第 3 期送金 (3 か月分)
国公立	自 宅	1 万 8 千円	21 万 6 千円	10 万 8 千円	5 万 4 千円	5 万 4 千円
	自宅外	2 万 3 千円	27 万 6 千円	13 万 8 千円	6 万 9 千円	6 万 9 千円
私 立	自 宅	3 万円	36 万円	18 万円	9 万円	9 万円
	自宅外	3 万 5 千円	42 万円	21 万円	10 万 5 千円	10 万 5 千円

(2) 加算額

区 分	貸与額	入学前送金
①タブレット端末等購入費等 	定額 9 万円(1 回のみ申請可)	可 能 (予約申請必要)
②通学交通費	5 千円～4 万 5 千円/月	不 可
③通学用電動アシスト自転車購入費	定額 10 万円(1 回のみ申請可)	(入学後申請)

※②③の申請は、高等学校等入学後になります。

2. 貸与対象者

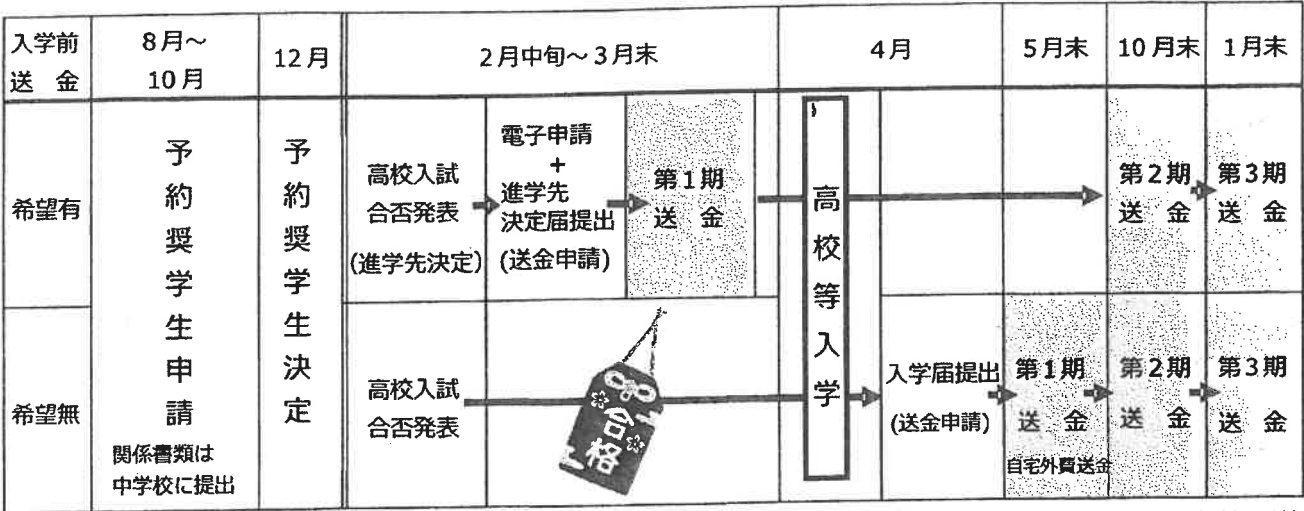
勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒で、その生徒の生計を主として維持する方が、兵庫県内に住所を有し、その方の収入が貸与基準以下であること。

貸与基準に該当する収入目安

給与所得者の場合、4 人世帯で概ね 6 8 0 万円以下

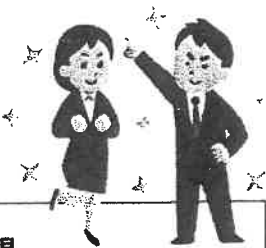
※詳細については、当会のホームページをご覧ください。

3. 予約奨学生申請から奨学資金の送金までの流れ

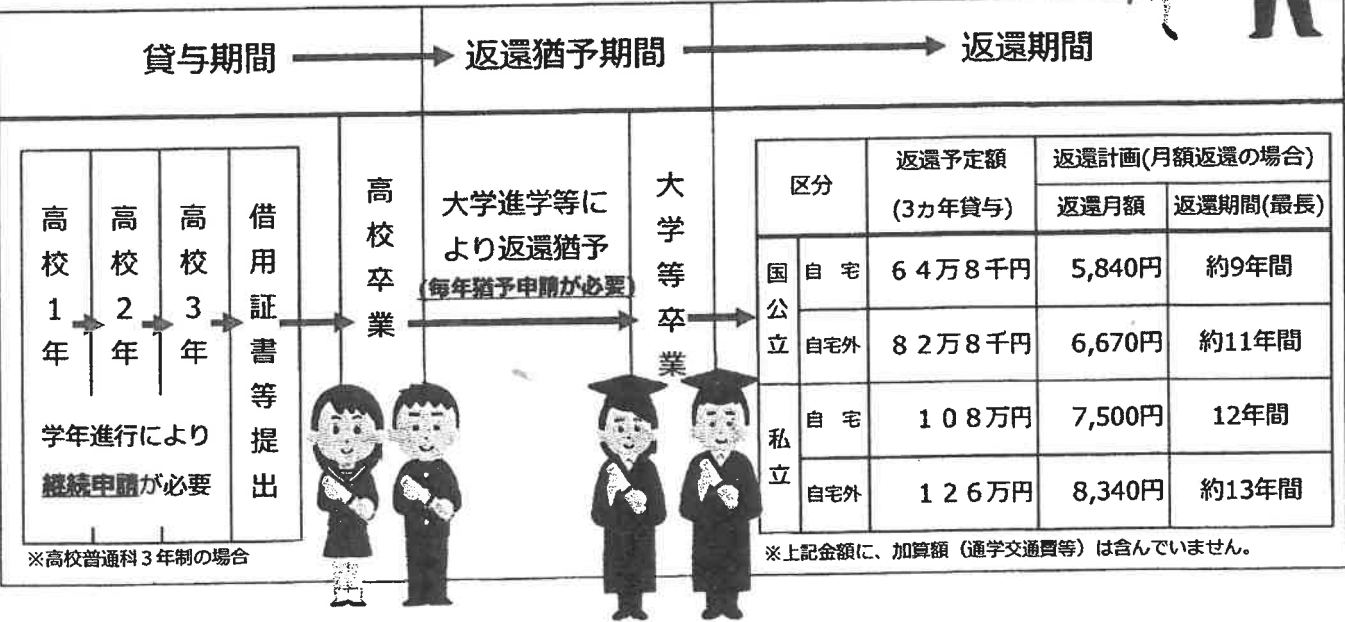


※入学前送金は、入学決定後に別途申込することで、第1期分（タブレット分含む）を高校入学前に送金するものです。詳しくは、1月以降に中学校あて通知します。

※高校等入学後に新規で貸与申請した場合、第1期送金は8月末以降になります。



4. 奨学資金の貸与から返還までの流れ



当会の奨学資金は、返還義務があります。返還計画に従った返還が必要です。

返還制度・猶予制度については次ページを参照ください。

5. 奨学資金の返還について

(1) 返還開始時期

貸与期間が終了した翌月から開始します。

※貸与終了時に「借用証書」の提出が必要です。

(2) 返還の方法

「借用証書」に記入した「返還計画」に基づき、原則、指定金融機関からの口座振替により返還いただきます。

(3) 返還金額の目安

奨学資金の返還については、貸与金額に応じて最低返還額があります。奨学生自身が返還計画を作成いただき、最低返還金額以上の額を年賦、半年賦、月賦により20年以内で計画的に返還していただきます。

(4) 返還金例（月賦返還）

区分		貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	自宅	18,000	3年	648,000	111回	5,840
	自宅外	23,000	3年	828,000	125回	6,670
私立	自宅	30,000	3年	1,080,000	144回	7,500
	自宅外	35,000	3年	1,260,000	152回	8,340

6. 返還猶予について

通常、貸与期間が終了した翌月から返還を始めていただきますが、下記の事由に該当し、希望する方は返還を猶予（先延ばし）することができる制度があります。

※別途、当会への猶予申請書の提出が必要です。

- ①本人が引き続き高等学校等に在学している場合
- ②本人が卒業後、大学・短大等に進学した場合
- ③本人が離職・病気・災害・経済的事情等で一時的に返還が困難な場合
- ④その他やむを得ない理由がある場合

貸与を希望する人は、**中学校で申請書類を受け取り、期限までに中学校へ提出してください。**質問がある場合は、当会までご相談ください。

9月12日(木)までに申請書類を渡辺まで
取りにきて下さい。

問い合わせ先

(公財)兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係

TEL : 078-361-6640

受付時間 9:00~16:30 (土、日、祝日除く)

ホームページ <https://pure.ne.jp/syougaku/>



＼高校生の学びを応援します！／

「学びたい」をあきらめないで

返還
不要

みんなに知ってほしい

高校生への2つの支援

大切なお知らせです。
必ず保護者に渡してください。

別添1

1、2年生を含む中学生の皆さんも、
将来の進路選択に関わるため、保護者の方
と一緒にご確認ください。

① 授業料の支援

高等学校等
就学支援金制度



年収約910万円未満の世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、
高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など



申込みは、学校へ

入学時の4月・毎年7月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

制度の詳細はこちら



https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/mushouka/1342674.htm

② 教科書・学用品などの教育費の支援

高校生等奨学
給付金制度



生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）



申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ

毎年7月頃に手続きが必要です。

詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問合せください。

新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

（都道府県毎に実施状況が異なります。）

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



いくらもらえる？

保護者等の年収目安と支給額（令和6年度）

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
①高等学校等就学支援金	国公立：約12万円			
	私立：約40万円		私立：約12万円	
②高校生等奨学給付金	約3～15万円			

↑ 両方利用できます！



このほかに都道府県において独自の支援がある場合があります。